

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
(高等学校)					(高等学校)						
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。						
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置		
[略]					[略]						
岩手県立岩谷堂高等学校		全日制 全日制 全日制	生産技術科 産業工学科 総合学科	[略]	岩手県立岩谷堂高等学校		全日制	総合学科	[略]		
[略]					[略]						
岩手県立釜石商工高等学校		全日制 全日制 全日制 全日制 全日制	機械科 機械システム科 電子機械科 電気電子科 総合情報科	[略]	岩手県立釜石商工高等学校		全日制 全日制 全日制 全日制	機械科 電子機械科 電気電子科 総合情報科	[略]		
[略]					[略]						
(特別支援学校)					(特別支援学校)						
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。					第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						
名称	区分	部	課程等	学科	位置	名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]					[略]						
岩手県立盛岡		高等部	全日制	普通科	[略]	岩手県立盛岡		高等部			[略]

峰南高等支援 学校	<u>全日制</u>	<u>家政科</u>	峰南高等支援 学校	<u>全日制</u>	生活科学科
	<u>全日制</u>	生活科学科		<u>全日制</u>	生活科学科
	<u>全日制</u>	<u>農芸科</u>		<u>全日制</u>	農産技術科
	<u>全日制</u>	農産技術科		<u>全日制</u>	農産技術科
	<u>全日制</u>	<u>工芸科</u>		<u>全日制</u>	加工生産科
	<u>全日制</u>	加工生産科		<u>全日制</u>	加工生産科
	<u>全日制</u>	流通・サービス科		<u>全日制</u>	流通・サービス科
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。